



阪神・淡路大震災や京都府南部地域豪雨災害は、地域の人々が協力して防災・災害対策活動を進めることが大切であるという、貴重な教訓を私たちに残しました。

また、災害が発生した際、できるだけ被害を小さく抑えるには「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えが大切です。

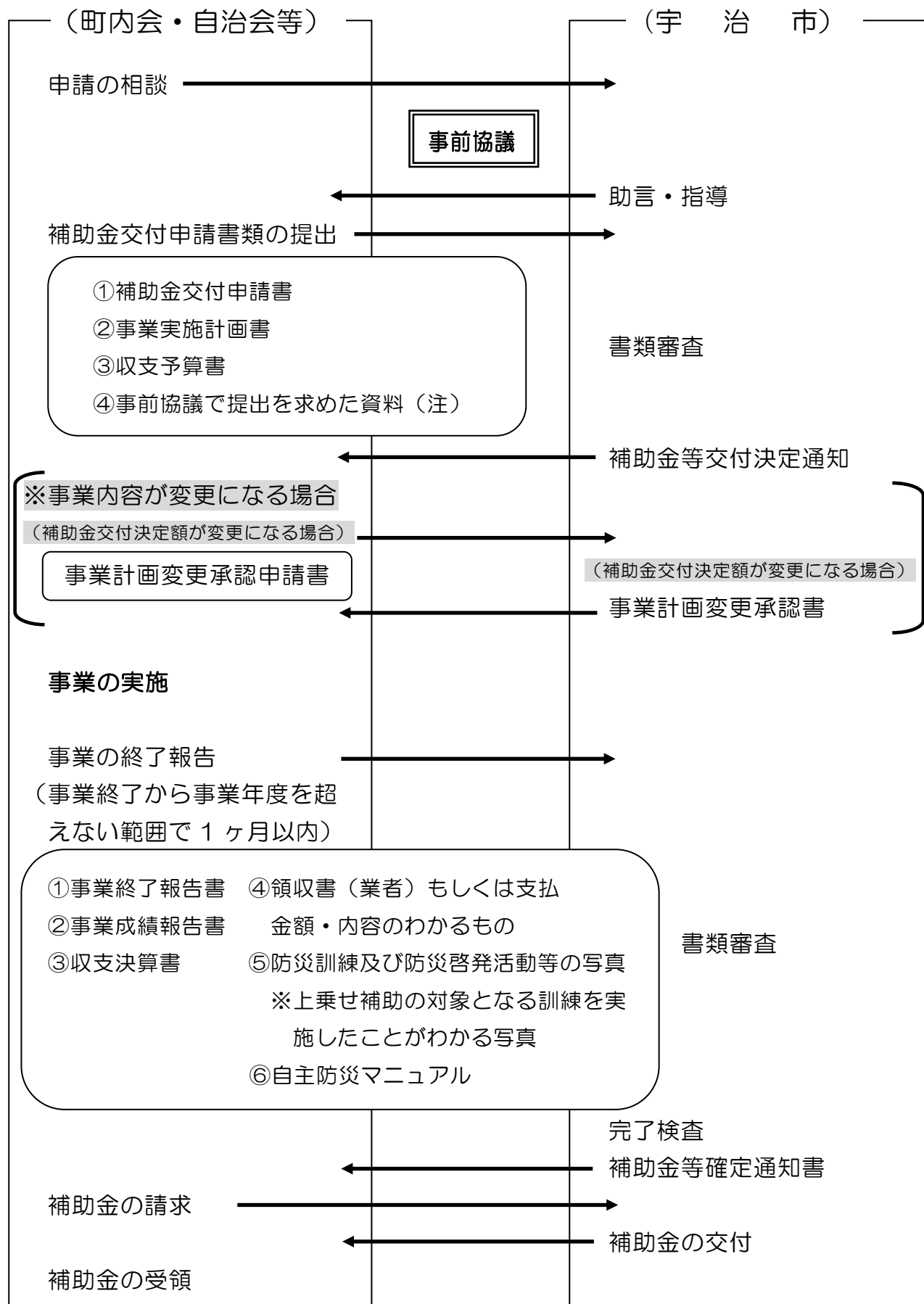
日ごろの地域活動の中心となっている町内会・自治会で『防災訓練や防災知識の啓発活動等の自主防災活動』を行い、皆さんの力で、災害に強い地域づくりを進めてください。



宇治市宣伝大使
ちはや姫

【連絡先】 宇治市 危機管理室
電話 0774(39)9421

宇治市自主防災組織育成事業補助金 交付申請手続きについて



(注) 補助限度額の上乗せ制度の利用にあたり、他の提出書類が必要となる場合があります。必要となる書類については、事前協議の中でお伝えします。

宇治市自主防災組織育成事業補助金について

●目的

地域における自主的な防災訓練、防災知識の啓発活動及び避難行動要支援者訓練等を実施する町内会等自主防災組織に対して、防災訓練や講演会等の取り組みに必要な経費の一部を予算額の範囲で毎年、助成します。（１年につき、１団体１回限り）

●補助の対象

- ・自主防災マニュアルを作成する町内会等自主防災組織
- ・自主防災マニュアルを作成し、宇治市と「避難行動要支援者名簿の取扱いに係る協定書」を締結した団体（事業所等を除く）



上記団体が自主的に実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に対して補助金を交付します。（※１）

（※１）補助の対象となる防災訓練や防災知識の啓発活動等

区 分	内 容
防災訓練	ア 救出救助訓練 イ 救命・救護訓練 ウ 避難・誘導訓練 ※避難行動要支援者訓練、感染症対策訓練、タイムラインに基づく訓練には補助上限額の上乗せ有 エ 情報収集・伝達訓練 オ 給食・給水訓練 カ 避難所設営・運営訓練 キ 災害図上訓練 ク その他市長が適当と認めたもの
防災知識の啓発活動	ア 防災に関する資料の作成及び配布 イ 防災に関する映像等の上映会 ウ 防災講演会の実施 エ その他市長が適当と認めたもの <u>※防災施設見学等は認められません。</u>

（注１）防災訓練等において、雨天等により中止になった場合、事業の終了報告ができないため、補助金の交付等できない場合があります。

●補助金額

以下の①～⑤を合算した額を補助金額とします。

- ①防災訓練や防災知識の啓発活動等に関する補助として、要する経費の2分の1（百円の位を切捨て）の額を補助します。ただし、町内会等自主防災組織の世帯数により、補助限度額の設定があります。（※2）
- ②「避難行動要支援者名簿の取扱いに係る協定書」を締結した団体が避難行動要支援者訓練を実施する場合、補助限度額に 10,000 円を上乗せします。（※3）
- ③災害時の自主防災活動で実施する感染症対策を自主防災マニュアルに明記した町内会等自主防災組織が感染症対策訓練を実施する場合、補助限度額に 10,000 円を上乗せします。（※4）
- ④災害時地域タイムラインを作成した町内会等自主防災組織がタイムラインに基づく訓練を実施する場合、タイムライン作成後令和4年4月以降最初の訓練のみ、補助限度額に 10,000 円を上乗せします。（※5）
- ⑤平成27年度まで実施していた宇治市自主防災活動事業補助金及び宇治市地域防災力向上事業補助金のいずれも利用されていない町内会等自主防災組織に対して、補助申請をする初年度のみ、資機材の整備に関する補助として、要する経費の2分の1（百円の位を切捨て）を補助します。（50,000 円を限度）

※資機材購入のみの補助金申請は受け付けられません。

必ず、①防災訓練や防災知識の啓発活動等を実施してください。

※補助金決定額に変更が生じる場合は、事業計画変更承認申請書が必要となりますので、その際は、危機管理室までお問い合わせください。



（※2）町内会等自主防災組織の世帯数による補助限度額

世帯数	～49	50～99	100～199	200～299	300～
補助限度額 （円）	5,000	10,000	20,000	30,000	40,000

（※3）避難行動要支援者訓練

宇治市と「避難行動要支援者名簿の取扱いに係る協定書」を締結した団体が実施する要支援者の安否確認及び避難場所・避難所までの避難誘導訓練を指す。

（※4）感染症対策訓練

災害時の自主防災活動で実施する感染症対策を自主防災マニュアルに明記した町内会・自治会等が、その内容に基づき実施する訓練を指す。

（※5）タイムラインに基づく訓練

災害時地域タイムラインを作成した町内会・自治会等が、その内容に基づき実施する訓練を指す。

●補助対象経費

炊き出し食料品、施設使用料等、防災訓練や防災知識の啓発活動等に必要と認められる経費（※6）

（※6）対象となる防災訓練・防災知識の啓発活動等の経費

区 分	経 費
事務用品	コピー紙、印刷費、プリンター用インク代、写真印刷代、筆記用具等
炊き出し 訓練用	炊き出し食料品等
その他	施設使用料、講師への謝礼、防災訓練や講演会で使用する消耗品・原材料・防災資機材等

※資機材等の購入のみを目的とした経費は認められません。

※資機材補助の整備に関する 50,000 円を限度とする上乗せ補助については、資機材の購入のみを対象経費とします。

●補助金の申請額の例

（例1）世帯数が 50 世帯であり、防災訓練実施予定。必要経費は 3 万円。資機材購入費で 12 万円必要。また、避難行動要支援者訓練、感染症対策訓練、タイムラインに基づく訓練は実施せず、平成 27 年度まで実施していた宇治市自主防災活動事業補助金及び宇治市地域防災力向上事業補助金は利用していない。

世帯数による補助限度額(※2)	10,000円（※2 補助限度額表より）	
避難行動要支援者訓練上乗せ分(※3)	0円	
感染症対策訓練上乗せ分(※4)	0円	
タイムラインに基づく訓練上乗せ分(※5)	0円	
資機材購入上乗せ分	50,000円	購入費 12 万円の 2 分の 1（6 万円）より上限額（5 万円）が下回るため、5 万円となります
補助金申請額	60,000円	

（例2）世帯数が 150 世帯であり、防災訓練を実施予定。必要経費は 4 万円。また、避難行動要支援者訓練も併せて実施し必要経費は 1 万円。感染症対策訓練、タイムラインに基づく訓練は実施しない。平成 27 年度まで実施していた宇治市自主防災活動事業補助金及び宇治市地域防災力向上事業補助金を利用済。

世帯数による補助限度額(※2)	20,000円（※2 補助限度額表より）	
避難行動要支援者訓練上乗せ分(※3)	10,000円	
感染症対策訓練上乗せ分(※4)	0円	
タイムラインに基づく訓練上乗せ分(※5)	0円	
資機材購入上乗せ分	0円	補助限度額と避難行動要支援者訓練上乗せ分で合計 3 万円まで補助できるが、必要経費合算額 5 万円の 2 分の 1（2 万 5 千円）のほうを下回るため、申請額は 2 万 5 千円となります
補助金申請額	25,000円	

(例3) 世帯数が400世帯であり、防災訓練を実施予定で必要経費は15万円。避難行動要支援者訓練(必要経費6千円)と感染症対策訓練(必要経費1万円)も併せて実施。タイムラインに基づく訓練は実施しない。また、資機材購入費として6万円必要。平成27年度まで実施していた宇治市自主防災活動事業補助金及び宇治市地域防災力向上事業補助金は利用していない。

世帯数による補助限度額(※2)	40,000円(※2 補助限度額表より)
避難行動要支援者訓練上乗せ分(※3)	10,000円
感染症対策訓練上乗せ分(※4)	10,000円
タイムラインに基づく訓練上乗せ分(※5)	0円
資機材購入上乗せ分	30,000円
補助金申請額	90,000円

訓練経費15万円と避難行動要支援者訓練経費6千円と感染症対策訓練経費1万円(計16万6千円)の2分の1(8万3千円)より補助限度額(補助限度額と支援訓練上乗せ分)6万円が下回るため、6万円となります

(例4) 世帯数が45世帯であり、防災啓発として防災講座を実施予定。必要経費は3万円。平成27年度まで実施していた宇治市自主防災活動事業補助金及び宇治市地域防災力向上事業補助金は利用していないが、資機材の購入予定はない。

世帯数による補助限度額(※2)	5,000円(※2 補助限度額表より)
避難行動要支援者訓練上乗せ分(※3)	0円
感染症対策訓練上乗せ分(※4)	0円
タイムラインに基づく訓練上乗せ分(※5)	0円
資機材購入上乗せ分	0円(来年度以降は資機材補助は受けられません)
補助金申請額	5,000円

(例5) 世帯数が200世帯であり、防災訓練を実施予定で必要経費は5万円。感染症対策訓練(必要経費1万2千円)とタイムラインに基づく訓練(1万5千円)も併せて実施。避難行動要支援者訓練は実施しない。平成27年度まで実施していた宇治市自主防災活動事業補助金を利用済。

世帯数による補助限度額(※2)	30,000円(※2 補助限度額表より)
避難行動要支援者訓練上乗せ分(※3)	0円
感染症対策訓練上乗せ分(※4)	10,000円
タイムラインに基づく訓練上乗せ分(※5)	10,000円
資機材購入上乗せ分	0円
補助金申請額	38,000円

補助限度額の5万円より訓練経費5万円と感染症対策訓練経費1万2千円とタイムラインに基づく訓練経費1万5千円(計7万7千円)の2分の1(3万8千円(百円の位を切り捨て))が下回るため、申請額は3万8千円となります

●申請方法について

事前に交付申請が必要になりますので、事業を実施される前に危機管理室までご相談ください。（申請前に購入された物につきましては補助対象外となります）

なお、申請をされる際は、交付申請手続きに従って、年度内（4月～翌年3月末まで）に事業を終了してください。

※ 事業終了から事業年度を超えない範囲で、1ヶ月以内に終了の報告が必要です。

●避難行動要支援者支援事業（※7）

災害発生直後には、すぐには公的な救助・救援活動が市全体に機能できないことが予想されます。特に災害時、自力で安全な場所へ避難できない在宅の要介護高齢者、障害者、高齢者世帯などを避難行動要支援者とし、対象者の中から希望される方を市で登録し、地域の団体のご協力をいただくことにより、地域内での助け合いによる避難支援を促進したいと考えております。

市と「避難行動要支援者の取扱いに係る協定書」を締結いただき、避難行動要支援者支援事業にご協力いただける町内会等自主防災組織がございましたら、ぜひ危機管理室までご連絡いただきますようよろしくお願いします。

（※7）避難行動要支援者支援事業の概要

